

# 『山からの手紙』

## ——ルソーはどのように論敵のエートスを破壊したか

越 森 彦

### 不遇の作品

『山からの手紙』(*Lettres écrites de la montagne*, 1765) は、『エミール』や『新エロイズ』と並ぶ大作である。しかし、文学研究の領域では、まとまった個別研究の対象にならなかった。不遇の作品である<sup>1</sup>。その原因として、この作品が「時事問題に取材した作品」(*ouvrage de circonstance*)である点が挙げられる。たしかに、ルソーの作品のなかで、その成立過程が特定の時間と状況に、これほど緊密に結びついたものはない。

1764年12月末に出版されたこの作品は、二つの事件を契機として書かれている。一つは、1762年6月18日、ジュネーヴ共和国の実質的統治機関であった参事会 (*Petit Conseil*) によって『エミール』と『社会契約論』が焚書処分にされたことである。翌年5月12日、この処分に抗議して、ルソーはジュネーヴ共和国の市民権を放棄している。これを受けて、焚書処分の一年後になってようやく、一部のジュネーヴ市民たちが「意見書」(*représentation*)と呼ばれる抗議文を参事会に提出した。そして、この「意見書」への決定的な反論として、1763年9月末に、『野からの手紙』(*Lettres écrites de la campagne*)と題された匿名のパンフレットが出版された。これが『山からの手紙』の執筆の契機となった、もう一つの事件である。

このように、あまりに具体的な時間と場所の中から生まれたという事実が、『山からの手紙』の受容に重くのしかかった。『社会契約論』のように広い射程範囲を備えた作品と違って、1764年のジュネーヴ共和国という限定された状況の中でしか価値をもたない、言わばローカルな作品として片付けられた。

そこで本論では、ルソーを一人の論争家 (*polémiste*) として捉え直す。そして、成立状況に限定されない作品の特徴—それをルソー的論争術とでも呼びたい—を明らかにしたい。ただし、時間的・地理的制約から作品を切り離すことはしない。なぜなら、プレイヤード版の校訂者が述べているような「原理原則の場」(*de terrain des principes*<sup>2</sup>)なるものがはたして存在していたのか、おおいに疑問だからである。『山からの手紙』は、純粋に論理的思考を競い合う「原理原則の場」であるどころか、ある一つの非常に具体的な目的を達成するために書かれている。

## 作品の送り手

『山からの手紙』は一人称で書かれている。その言説は誰に向かって差し出されているのだろうか。それは誰を説得しようとしているのだろうか。

「第一の手紙」の冒頭で、ルソーは読者にこう呼びかけている。「いいえ、貴殿が私の立場を支持する意見書に参加されなかったからといって、それで貴殿を責めるつもりは私には毛頭ありません<sup>3</sup>」。そして、自分の立場を擁護するために「意見書」の提出に参加しなかったことで読者を責めないと約束している。原文では、「Monsieur」という名詞によって、論争の判定者である市民 (citoyen) および町民 (bourgeois) が呼びかけられている<sup>4</sup>。この市民・町民は中立的な立場にある。彼は、「意見書」の提出という直接行動には出なかったが、参事会にも加担していない。

読者の中立性という問題を考えるうえで重要なのが、1765年12月19日という出版日である。毎年一月に、ジュネーヴ共和国では四名の市長職 (syndic) を選ぶための選挙が行われていた。1764年の選挙では、ルソーの友人ドリュックが中心になって三回も意見書が提出された。しかし、ルソーが「25人の専制君主」と呼ぶ参事会の推薦する候補者4名が全員選出された。『百科全書』の「ジュネーヴ」の項目を執筆したグランベールによれば、市民総会の投票者数、つまり、国政に参加できる市民・町民の数は合わせて1500人であった。今日的な表現で言えば、この1500人のうちの多数を占めていた無党派層の支持を取り付けること、そして、参事会の推薦する候補者を1766年の選挙で今度こそ落選させること。これがルソーの狙いであった。それは、『山からの手紙』が選挙直前に出版されることを、ルソー本人が強く求めていたことから明らかであろう。

## エートスによる説得

市民・町民層の浮動票を獲得するために、ルソーは二つの側面からの説得を試みる。一つは、参事会による主権篡奪を司法的な観点から論理的・実証的に明らかにすること。つまり、論証すること (convaincre)。もう一つは、読者の心に訴えかけること。つまり、説得すること (persuader)。そのために、論敵トロンシャンの「エートス」ないしは「自己像」をルソーは徹底破壊しようとする。

人柄が信頼するに足ると思わせることによって、聴衆の賛意を得ようとする。これがエートスによる説得である。近年の議論言説分析は、「自己像」Image de soi という概念に包摂することで発展的にそれを継承している<sup>5</sup>。本論では、この術語を、「言語によって構築された作者の人柄に関するイメージ」という意味で用いる。

ここで、もう一度、先に挙げた引用文を参照されたい。「意見書」の提出に参加しなかったことで市民を責めないとルソーは宣言していた。引用文には、言語による人柄の演出という点に関して、興味深い、一つの変更点が見られる。実際、これと好対照を成しているテキストがある。それは、「意見書」の起草にも加わっているマルク・シャピュイに宛てられた書簡である。そこでルソーは次のように抗議していた。

祖国で名誉を傷つけられたにもかかわらず、誰もこの侮辱に対して抗議しませんでした。(中略) あなたが期待なさっていたようなことを町人がなにかしたでしょうか。五、六人の町人だけでも抗議をしたのであれば、あなたをご指摘なさっているような感情をたしかに彼らは持っているとおあなたの言うことを信じることもできるのですが、そうもいきません<sup>6</sup>。

公開を前提にしたこの書簡は、『山からの手紙』が執筆される一年前に書かれた。ルソーはそこで、「公に祖国で名誉を汚されたのに、十ヶ月待っても、誰一人としてこの名誉毀損に抗議する人はいませんでした」とも述べている。『山からの手紙』とは反対に、意見書の提出がなかったことに憤慨して、市民たちの政治的無気力を批判していたのである。

この書簡はルソーの友人であったムルトゥーによってジュネーヴ共和国内で流布された。そして、「反乱の合図の早鐘」*de tocsin de la sédition* という呼び名でもって広く知れ渡れるようになった。その結果、「危険な扇動者」ルソーというイメージが参事会員の間だけでなく、一般の市民たちの間にも広まったのである。

つまり、『山からの手紙』の冒頭部分における語りかけは、当時、共和国内に流布していたルソー像に対する暗黙の反論であった。読者の信頼を得るために決して望ましいとはいえない「自己像」を修正するための意図的発言であった。

良い評判は作者の人物像に溶け込んで、その作者にとって貴重な資本となる。しかし、逆の場合には、反感による先入見をもたらす。ルソーの場合は後者であった。1756年にカステル神父が発表した『肉体的人間に対する精神的人間』やヌシャテルで刊行されていた「スイス報」や「トレヴエ誌」などの定期刊行物を読むならば、ルソーの作品を批評するうえで、作者の人柄・人格がどれほど問題視されていたかがよく分かる<sup>7</sup>。

論敵の言説によって自己像が破壊されるなかで、いかなる言述的手段によって、ルソーは市民と町民を説得しようとしたのだろうか。この点を検討しながら、ルソーと参事会の対立の根底には、言語使用者としての根本的対立という、もう一つ別の問題が潜伏していることを明らかにしたい。

## 隠された争点

最初に、司法手続きをめぐる論争の争点を確認しておこう。それは、参事会による教会令第八十八条への違反であった。第一回目の意見書(1763年6月18日提出)は次のように書かれている。

国家の福利と不可分な以上の原理に基づき、貴参事会がジャン＝ジャック・ルソー氏および同氏の二作品に対して下した判決に対し抗議する。同判決は、教会令第八十八条に明確に定められているにもかかわらず、本人の召喚もなく、事情聴取もなく実施された<sup>8</sup>。

教義が問題となる宗教裁判では、被告は宗務局(Consistoire)に召喚されて事情聴取を受ける決まりになっている。しかし、参事会はその手続きを無視した。これが、「意見派」の主張で

ある。これに対して、トロンシャンは次のように反論する。

宗教に関しては、すべての権威 (autorité) は政府に属する。それがプロテスタントの原則であり、とりわけ、それが我々の法律の原則なのだ。それによれば、諍いがおきたときには、教義について決定する権利をもつのは諸評議会なのである<sup>9</sup>。

これに対してルソーは、トロンシャンは教会令によって分割された権限を二つの点で混合していると指摘する。一つは統治者と神学者、もう一つは主権者と政府に関わるものである。

最初に、トロンシャンは、統治者の権限と神学者の権限を混合している。教会令によれば、信仰について思索する過程で生じた誤りを裁く権利は神学者にある。一方、民事上の刑罰が必要な場合に、宗務局によって有罪とされた者を罰する役割は、参事会に与えられている。

次に、主権と統治、あるいは主権者と執政体に関しても、ルソーは同様の混合を指摘している。総会を形成して、宗教令を批准したという意味で、市民たちは教会令の立法者であり、参事会はその執行機関 (gouvernement) にすぎない。

しかし、「gouvernement」という言葉について、トロンシャンは多義的表現の虚偽を犯している。教会令で用いられている「gouvernement」という言葉は、主権とは完全に切り離された行政権力を意味している。ところが、トロンシャンはそれを主権の行使そのものという、まったく別の意味で解釈している。このように反論するとき、ルソーは「分割による議論<sup>10</sup>」を活用している。つまり、論敵トロンシャンの用いている言葉の定義が、その言葉の本質の意味、すなわち教会令の条文で用いられている意味と合致していないことを指摘するのである。

## 発話行為の批判

ルソーの反論は理論的な側面に留まらない。それは、トロンシャンの発話行為そのものにまで向けられていく。ルソーによれば、統治者と聖職者にせよ、主権と行政権にせよ、トロンシャンの誤謬は、論理的に思考する過程で不可抗力的に発生したのではない。それは、主権を篡奪するための意図的な行為の結果である。ルソーはそうほのめかす。

実際、理論的な反論と反論の間には、言語使用者としてのトロンシャンの不誠実をあざ笑う言辞が散りばめられている。その結果、ルソーの言説におけるトロンシャンは、「狡猾な曖昧さ<sup>11</sup>」(«équivoque subtile») と「用語の置き換え<sup>12</sup>」(«transposition des termes») を駆使する老獪なソフィストとして立ち現れている。その常套手段は、ルソーのカリカチュア<sup>13</sup>によれば、慣用的に認められている言葉の意味をあえて曖昧なまま放置しておきながら、その言葉を自分の都合のいいように使用することである。先に挙げた gouvernement という言葉に関して、ルソーは次のように述べている。

一般に、共和国の指導者たちは君主制の言葉を使用することを異常に好みます。慣用的に認められていると思われる言葉を利用して、彼らはそれらの言葉があらわす事態を少しずつ巧みに導入することができるからです。ここで、『手紙』の筆者 (=トロンシャン) が非常に巧妙

に行っていることもそうなのです。彼はそれ自体ではなんら威嚇的なところのない《政府》という語を、主権を行使するものという意味にとっているのです。もしあからさまに主権を参事会に属させようものなら、人々を憤慨させずにおかないところですが。

トロンシャンは寡頭政治を正当化するために、市民たちにも受け入れられやすい習慣的な意味で *gouvernement* という言葉を用いて、それを隠れ蓑にしている。本来は主権者にしか属していない権利を行政機関にすぎない参事会が実質的には独占している。この事実を隠蔽するために、同じ本質的範疇には属していないことを本当は知っている概念と概念、つまり帰属と行使を、あえて、わざと、いっしょくたにしている。ルソーはそう反論する。

## 人格攻撃

ルソーの反論は、論理的には妥当である。しかし、同時に、それは暗黙的な人格攻撃を含んでいる。実際、トロンシャンは権力と詭弁の癒着関係を象徴する人物として徹底的に権威を失墜させられている。ルソーによれば、トロンシャンの意見は「冗談<sup>14</sup>」(«plaisanterie») でなければ、「分けの分からない話<sup>15</sup>」(«galimatias») にすぎない。さらに、トロンシャンの誤謬推理をルソーは誇張表現によって劇画化して、「人間の精神に浮かぶことができたのは、これがはじめて<sup>16</sup>」とまで呼び、その意見を滑稽なものに変貌させている。

言うまでもなく、論敵を笑いものにすることは、論争において極めて有効な手段である。ここで注意したいのは、論争手段としてルソーが「逆ねじ」(«rétorsion») を使用している点である。トロンシャンの「不誠実」を厳しく糾弾するルソー自身も、実は、まったく同じ種類の虚偽を行っているのである。それも意図的に。実際、論敵のエートスを破壊するために、ルソーは発生論的虚偽を戦略的に用いている。つまり、いわゆる「発見」についての問いと、「根拠付け」についての問いという、本来は階層を異にする二つの問いの間に関係を打ちたてている。すなわち、トロンシャンの立言に関して、それが思いつかれた動機と、その立言を受け入れる根拠は、本来はまったく別の問題であるにもかかわらず、ルソーは確信犯的に動機と根拠を混同してトロンシャンを攻撃している。

この動機の詮索という問題に関して示唆的な一文が、「第六の手紙」の末尾に見られる。ジュネーブにおける『社会契約論』の焚書処分に関して、ルソーはこう述べている。

しかし、私はこの不名誉の烙印を恥じるどころか、それを誇りにすら思っているのです。この有罪宣告は私に不名誉の烙印を招いた動機を白日の下にさらすだけであり、しかも、その動機というのは私が祖国に正しく仕えたということに他ならないからです<sup>17</sup>。

「動機」(«motif») という言葉によって、ルソーは何を暗示しているのだろうか。それは、焚書処分の理由が純粋に司法的なものではなく、実は政治的なものであったという点である。つまり、参事会が『社会契約論』を焚書処分にしたのは、その内容が法律に抵触するというよりも、自分たちの主権篡奪行為が明るみになるのを防ぐためであった。ルソーはそう暗黙的に示唆して

いるのである。

実際、ジュネーヴ共和国において『社会契約論』はいわば内部告発の書として読まれるものであった。とりわけ、第三篇第十章「統治の悪弊とその墮落の傾向について」はジュネーヴ共和国の現状を暗的に描き出している。政府は常に主権者を犠牲にしながら自己の強化と拡大を図る傾向があり、行政府は時がたつにつれ次第に立法府を支配するようになる。どんな政治体にとっても、これは避けられない運命である。そして、まさにこれこそが現在のジュネーヴ共和国が辿っている運命であるということ。これこそ、「ジュネーヴ市民」ジャン＝ジャック・ルソーが共和国になした告発であった。

この点に関して、「私の書物は人々が実行しようとしていた陰謀を証明しています。それこそが人々の許さなかったことなのです<sup>18</sup>」とルソーは慨嘆してみせながら、トロンシャンを初めとする当局者を『社会契約論』の告発を隠蔽しようとした「迫害者<sup>19</sup>」(«persécuteur»)として描き出している。しかし、ここには、明らかに「不純動機への転嫁の虚偽」が見られる。なぜなら、本来、主権の帰属の問題とトロンシャンの人格とは、独立して考えるべき別の事柄だからである。ルソーを非難する人々に問題があるとしても、それによって当の非難そのものが不当であることの根拠にはならない。ところが、ルソーは、自分に下された裁判の違法性の問題を、自分の作品を糾弾する動機の問題に巧妙にすり替えている。

### 被迫害者という自己像

「動機」の問題をルソーは発展させて、主権篡奪行為の第一の、そして唯一の犠牲者としての自己像すらも構築している。

たいした意味もないかのように軽々しく判決を下しておきながら、熟考の限りを尽くしたかのようにかたくなにこの判決を維持しようとするこの頑迷な裁判官らについてはどう考えるべきでしょうか。(中略)自由の国で、また条理にかなった宗教において、私の著書のごときを有罪にするような法であれば、それは不吉な法であり、国家の名誉と利益のために早急にこれを廃止する必要があるでしょう。(中略)私を私の祖国から永久に追放するオストラシズムは、私の過ちの結果ではありません。それどころか、私が市民でなくなるこの瞬間においてほど私が市民としてのみずからの義務を立派に果たしたことはないのです<sup>20</sup>。

「頑迷な裁判官」たちの不誠実を糾弾しているルソーの姿がここにはある。そして、「自分が犠牲となった不正義」について言及することで、祖国から「オストラシズム」によって永久追放された犠牲者としての自己像が立ち上がっている。イエス・キリストのように、無実にもかかわらず、あるいは、無実であるがゆえに迫害を受ける正義の人というイメージは、『山からの手紙』という「山上の垂訓」を露骨に連想させるタイトルによっても補強されている。ここで展開されている説得戦略においては、その度合いが大きければ大きいほど、迫害は『社会契約論』が論理的に妥当であることを証明する。さらには、参事会の主権篡奪はますます現実味を帯びたものとして市民たちの目に映ることであろう。実際、『山からの手紙』は成功を収め、検事総長および

参事会の権威は失墜し、1766年の市長選挙では参事会の推薦する候補者4名全員が落選したのであった。

## 結論に代えて

ルソー作品に多く見られる一人称による言説は、作者の心情が生々しく伝わってくることで知られている。『告白』はその典型であり、個人と個人が互いの深いところで理解し合える関係を求めたという点で、ルソーは確かに「最初の親密性の思想家」（ハンナ・アーレント）なのかもしれない。

しかし、説得手段としての「自己像」という観点からルソーの言説を検討してみると、語る主体としての「私」は表現（expression）の結果というよりは、むしろ、構築（construction）の産物である。少なくとも、『山からの手紙』において論争的言説を語る主体としての「私」に関しては、政治的な理由で不当に弾劾されたことで生じた作者の心理状態を表現しているというよりは、市民・町民の関心を一定の方向に導くことを目的に意識的・戦略的に作られている。

このような観点から、ルソーにおける存在と外観の対立というスタロバンスキーの見立てた構図の見直しを提案したい<sup>21</sup>。生身の作家としての「私」が、真の自分の「存在」を感じ取ってから、それを「外観」として提示する。そうではない。ある主張を説得するために有効である「外観」がまず想定されていて、その外観を提供する手立てとして「私」の存在というものが作られていく。

『山からの手紙』に即して述べるならば、一人称によって支えられた、語る主体としての「私」は、参事会の主権篡奪を白日の下にさらすための手段として機能していた1762年の判決によって寡頭政治の「被迫害者」となったから『山からの手紙』を執筆したというよりは、まず人民主権の擁護という大義があり、その大義を果たすために、「被迫害者」としての「私」をルソーは構築したのである。

この一種倒錯した存在と外観の関係を生き抜くこと。これこそが、『山からの手紙』のエピグラフにもなっている「真理のために生命を捧ぐ」という言葉の意味はなかったか。

本論は以下の口頭発表のために準備した原稿を加筆修正したものである。「ルソーの自己像—『山からの手紙』の説得的レトリック」（日本フランス語フランス文学会主催2007年秋季大会にて発表）。

## 注

1. 政治思想研究の分野においてはそのかぎりではない。cf. Bernardi Bruno, Guénard Florent, Silvestrini Gabriella, (éd), *La Religion, la liberté, la justice. Un commentaire des Lettres écrites de la montagne de J.-J. Rousseau*, Vrin, 2005.
2. Cf. D. Candeau, «l'introduction», *Œuvres complètes*, édition publiée sous la direction de B. Gagnebin et M. Raymon, Gallimard, t. III, p. CXCI.
3. ジャン＝ジャック・ルソー「山からの手紙」（川合清隆訳）『ルソー全集』（白水社、1979年）第八巻195頁。「山からの手紙」の引用はすべて同全集による。ただし、訳文を一部変更した。

4. 当時のジュネーヴは共和制体をとっていたが、実際には身分制社会だった。その身分は次の五つに分けられる。市民、町民、居住民、出生民、隷属民。このうち、参政権をもっていたのは市民と町民だけであった。ジュネーヴ共和国とルソーの関係については、以下の研究書を参照されたい。小林善彦『誇り高き市民 ルソーになったジャン＝ジャック』岩波書店2001年。川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国 人民主権論の成立』名古屋大学出版会2007年。
5. cf. Ruth Amossy, *L'argumentation dans le discours*, Armand Colin, 2010 ; (sous la dir.), *Images de soi dans le discours. La construction de l'ethos*, Delachaux et Niestlé, 1999. また、以下の拙著も参照していただければ幸いである。M. Koshi, *Les images de soi chez Rousseau : l'autobiographie comme politique*, Classiques Garnier, 2011.
6. ルソーの書簡からの引用は右記の版により、「CC2726」のように書簡番号のみを記す。 *Correspondance complète de Jean-Jacques Rousseau*, édition critique établie et annotée par R. A. Leigh, 52 vol., Genève, Institut et Musée Voltaire-Oxford, The Voltaire Foundation, 1965-1998. (CC2726)
7. 以下の研究書を参照されたい。R. Trousson, *Jean-Jacques Rousseau jugé par ses contemporains. Du Discours sur les sciences et les arts aux Confessions*, Honoré Champion, 2000, p. 389 et suiv.
8. CC, Appendice 312 (t.XVI).
9. J.-R. Tronchin, *Lettres écrites de la campagne*, 1764, p.4.
10. Cf. Chaim Perelman, *L'empire rhétorique. Rhétorique et argumentation*, J.Vrin, 1977. (カイク・ペレルマン『説得の論理学 新しいレトリック』三輪正訳 理想社1980年.)
11. 『山からの手紙』, 前掲書, 299頁.
12. 同前書, 304頁.
13. ルソーはカリカチュアの技法を極めていた。拙稿をご参照いただきたい。越森彦「ルソーのための、ルソーによるカリカチュア—礼節を込めて—」(『人文学報』第395号, 首都大学東京都市教養学部人文・社会系発行) 17-38頁.
14. 『山からの手紙』, 前掲書, 289頁.
15. 同前書, 305頁.
16. 同前書, 315頁.
17. 同前書, 349頁.
18. «Mon livre portait témoignage contre l'attentat qu'on allait faire : voilà ce qu'on ne m'a pas pardonné.» (810)
19. 『山からの手紙』, 前掲書, 332頁.
20. 同前書, 331-332頁.
21. cf. J. Starobinski, *J.-J. Rousseau, la transparence et l'obstacle*, Gallimard, 1971. (ジャン・スタロバンスキー『透明と障害』松本勤訳 思索社1973年.)